



(注1) 各本部・支店・連結子会社において、◎は「情報開示責任者」、○は「情報開示担当者」
 (注2) 経営会議または取締役会にて報告・審議・決定される決算情報、および人事異動等については、個別の「情報開示委員会」は開催しない。
 (注3) 緊急を要する件名等については、「情報開示委員会」を開催せず、書面にて決定できるものとする。
 (注4) [] 内は「インサイダー取引規制規則」に係るルールであるが、適時開示と密接な関係があるため表示。